

**患者給食業務受託者選定プロポーザル
企画提案書類作成要領**

平成29年9月

地方独立行政法人新小山市民病院

1. (企画提案書記載事項)

企画提案書については、別記「仕様書」および別記「業務内容の詳細」を踏まえ、提出書類の各項目について、必ず次に掲げる項目内容に関して記載したものを提出してください。ただし、下記の項目に加えて、新たな事項について提案を行うことは妨げません。

(1) 病院給食業務の基本的な考え方

- ア 治療食としての病院給食に対する基本的な業務運営方針
- イ 食物アレルギーに対する具体的な対応について
- ウ リハビリテーション期、嚥下困難、咀嚼困難、ターミナル期、その他喫食不良等への対応について
- エ 咀嚼機能に問題を有する患者への対応について
- オ 食材の確保について

(2) 患者満足度の向上について（献立管理等）

- ア 委託業務に関する患者への諸調査と結果の活用について
- イ 季節感を考慮することや嗜好に配慮した献立作成について
- ウ 祝日及び季節の行事等における行事食の提供について
- エ 離乳食、幼児食、小児食等について各年齢層にふさわしい食事の提供について
- オ 選択メニュー方式による食事の提供について
- カ 選択メニューの対象となる食種以外の食種への配慮について
- キ 患者からの食事のクレームに対する対処と分析について
- ク 医師の指示による特別な栄養基準、形態等への対応について
- ケ ゼリー食、ソフト食及びミキサー食等、食品の原型をとどめず、見た目には判別が付きにくい食事への対応について

(3) 安全衛生管理体制について

- ア 安全衛生管理に対する取組み方針
- イ 従事者の健康管理及び感染症罹患時の対応について
- ウ 異物混入等のインシデント防止対策と発生時の対応について
- エ 直近3年以内の事故の有無

(4) 業務運営体制について

- ア 受託準備体制（引継ぎ及び移行計画を含む）
- イ スタッフの確保及び配置に関する考え方
- ウ 人員の配置構成、配置人員及び1日に勤務する従事者について
(例) ・資格毎の有資格者の人数、勤務態様（常勤、パート等）別の人数、実務

経験年数及び勤続年数などが把握できること

・従事者のタイムスケジュール

- エ 病院との連携体制について
- オ 従事者定着のための取組み方針
- カ 欠員補充への方策について

(5) 危機管理体制について

- ア 設備機器等の日常管理について
- イ 緊急時の対応及び連絡体制について
- ウ 食中毒及び食品事故の防止についての取組みと発生時の対応について
- エ 大地震等の災害時の対応について
- オ 非常時における患者食の確保について

(6) 従事者の育成について

- ア 従事者の教育及び研修に関する基本的な考え方
- イ 業務及び安全衛生に関する教育・研修計画について
- ウ 業務マニュアルの整備について

(7) その他委託業務に係る独自の提案事項等について

(8) 委託料の見積りにについて

- ア 委託料は、管理費と食事単価を算出してください。ただし、精米については当院が調達を行なうため算出費用から除外してください。
- イ 管理費は1ヵ月当たりとし、種別毎の食事単価を見積ってください。
- ウ 食材単価は「産地任意」と「地場食材使用」の2通りを提出してください。
- エ 管理費及び食事単価の消費税及び地方消費税は除くこととします。

2. (提出書類)

提出書類は次表のとおりとします。

No.	提出書類の名称及び様式等
1	企画提案書【様式任意】
2	管理費見積書【様式第12号】
3	食材単価見積書(産地任意)【様式第13号】
4	食材単価見積書(地場食材使用)【様式第14号】

3. (提出方法)

持参に限ります。

4. (提出期間)

~~平成29年8月22日(火)平成29年9月30日(水)午後5時までとします。
なお、この期日までにすべての必要書類を提出しない者は、失格とします。~~

平成29年8月22日(火)から平成29年8月30日(水)午後5時までと
します。

なお、この期日までにすべての必要書類を提出しない者は、失格とします。

※H29.08.03訂正

5. (受付場所)

〒323-0827

栃木県小山市大字神鳥谷2251番地1

地方独立行政法人新小山市市民病院

事務部経理課 用度係

担当者 本田

TEL (0285) 36-0289

FAX (0285) 36-0300

6. (留意事項)

- (1) 企画提案書はA4判、長辺綴じ、両面刷り、クリップ止めとしてください。
- (2) 華美な装丁は御遠慮ください。
- (3) 簡潔にお纏めください。
- (4) 提出部数は9部とし、提出後の資料追加、修正は認めません。また、提出された書類等は返却いたしません。
- (5) 必要に応じて補足資料の提出を求めることがあります。